

運総発官27第311号
平成27年9月4日

原子力規制委員会
原子力規制庁
原子力災害対策・核物質防護課長
荒木 真一 殿

東京電力株式会社
福島第一発電所推進カンパニー
運営総括部
[REDACTED]

福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画における一部変更について

「福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画」につきまして、次回修正までの間、添付の表の通り一部変更して運用させていただきますので、よろしくお願い致します。

添付資料

- 「福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の一部変更対照表

以上

平成 27 年 9 月 4 日
東京電力株式会社
福島第一原子力発電所

「福島第一原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の一部変更対照表

※注記：「福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画」における一部変更箇所は、”二重下線“にて明示しています。

頁	変更前	変更後	理由
I-13	<p>第2章 原子力災害予防対策の実施</p> <p>第2節 原子力防災組織の運営</p> <p>2. 原子力警戒態勢の発令及び解除</p> <p>(3) 緊急時対策要員の非常召集</p> <p>② 本社</p> <p>本社総務部長は、本社における原子力警戒態勢発令時（原子力警戒態勢発令が予想される場合を含む。）に社内放送又は緊急時対策要員緊急連絡網等を使用し、別図2-9に定める連絡経路により、本社の緊急時対策要員を非常災害対策室に非常召集する。なお、本社原子力運営管理部長は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を作成・整備しておく。</p>	<p>第2章 原子力災害予防対策の実施</p> <p>第2節 原子力防災組織の運営</p> <p>2. 原子力警戒態勢の発令及び解除</p> <p>(3) 緊急時対策要員の非常召集</p> <p>② 本社</p> <p><u>本社総務・法務室長</u>は、本社における原子力警戒態勢発令時（原子力警戒態勢発令が予想される場合を含む。）に社内放送又は緊急時対策要員緊急連絡網等を使用し、別図2-9に定める連絡経路により、本社の緊急時対策要員を非常災害対策室に非常召集する。なお、本社原子力運営管理部長は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を作成・整備しておく。</p>	社内組織改編に伴う変更
I-15	<p>3. 緊急時態勢の発令及び解除</p> <p>(3) 緊急時対策要員の非常召集</p> <p>② 本社</p> <p>本社総務部長は、本社における緊急時態勢発令時（緊急時態勢発令が予想される場合を含む）に社内放送又は緊急時対策要員緊急連絡網等を使用し、別図2-9に定める連絡経路により、本社の緊急時対策要員を非常災害対策室に非常召集する。なお、本社原子力運営管理部長は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を作成・整備しておく。</p>	<p>3. 緊急時態勢の発令及び解除</p> <p>(3) 緊急時対策要員の非常召集</p> <p>② 本社</p> <p><u>本社総務・法務室長</u>は、本社における緊急時態勢発令時（緊急時態勢発令が予想される場合を含む）に社内放送又は緊急時対策要員緊急連絡網等を使用し、別図2-9に定める連絡経路により、本社の緊急時対策要員を非常災害対策室に非常召集する。なお、本社原子力運営管理部長は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を作成・整備しておく。</p>	社内組織改編に伴う変更

頁	変更前	変更後	理由
I-21	<p>第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検 3. 本社非常災害対策室 (3) 本社総務部長は、非常用電源を本社の非常災害対策室及びS P D Sに供給できるように整備・点検する。</p>	<p>第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検 3. 本社非常災害対策室 (3) <u>本社ビジネスソリューション・カンパニー総務サービスセンター所長</u>は、非常用電源を本社の非常災害対策室及びS P D Sに供給できるように整備・点検する。</p>	社内組織改編に伴う変更
I-25	<p>第9節 発電所周辺及び一般の方々を対象とした広報活動 原子力防災管理者及び本社広報部長（緊急時態勢発令中は、発電所対策本部長及び本社対策本部広報班長）は、発電所周辺及び一般の方々を対象に国、地方公共団体と協調して次に掲げる事項について広報・情報公開を行い、理解促進に努めるものとする。</p>	<p>第9節 発電所周辺及び一般の方々を対象とした広報活動 原子力防災管理者及び<u>本社広報室長</u>（緊急時態勢発令中は、発電所対策本部長及び本社対策本部広報班長）は、発電所周辺及び一般の方々を対象に国、地方公共団体と協調して次に掲げる事項について広報・情報公開を行い、理解促進に努めるものとする。</p>	社内組織改編に伴う変更
I-26	<p>第3章 警戒事象発生時における対応 第1節 通報及び連絡 2. 原子力警戒態勢発令時の対応 (3) 本社原子力運営管理部長は、原子力防災管理者からの発電所における原子力警戒態勢の発令の連絡を受けた場合、直ちに社長に連絡するとともに、本社総務部長に本社対策要員の非常召集を指示する。</p>	<p>第3章 警戒事象発生時における対応 第1節 通報及び連絡 2. 原子力警戒態勢発令時の対応 (3) 本社原子力運営管理部長は、原子力防災管理者からの発電所における原子力警戒態勢の発令の連絡を受けた場合、直ちに社長に連絡するとともに、<u>本社総務・法務室長</u>に本社対策要員の非常召集を指示する。</p>	社内組織改編に伴う変更
I-29	<p>第4章 緊急事態応急対策等の実施 第1節 通報及び連絡 2. 緊急時態勢発令時の対応 (3) 本社原子力運営管理部長は、原子力防災管理者からの発電所における緊急時態勢の発令の報告を受けた場合、直ちに社長に報告するとともに、本社総務部長に本社緊急時対策要員の非常召集を指示する。</p>	<p>第4章 緊急事態応急対策等の実施 第1節 通報及び連絡 2. 緊急時態勢発令時の対応 (3) 本社原子力運営管理部長は、原子力防災管理者からの発電所における緊急時態勢の発令の報告を受けた場合、直ちに社長に報告するとともに、<u>本社総務・法務室長</u>に本社緊急時対策要員の非常召集を指示する。</p>	社内組織改編に伴う変更

頁	変更前	変更後	理由
II - 10	<p>別図 2-7 緊急時態勢発令後の社内の伝達経路（第2次緊急時態勢発令時）（2／2）</p> <p>別図 2-7 緊急時態勢発令後の社内の伝達経路（第2次緊急時態勢発令時）（2／2）</p> <p>本社対策本部</p> <p>原子力事業所災害対策支援拠点 ※1 派遣要員</p> <p>オフサイトセンター ※2 本社派遣要員 他発電所派遣要員 派遣要員</p> <p>他店舗</p> <p>他原子力発電所</p> <p>発電所対策本部</p> <p>本部長</p> <p>計画・情報統括 現場対策統括 総務統括 安全監督担当 对外対応統括</p> <p>情報班 技術班 復旧班 運転班 保安班 資材班 厚生班 医療班 総務班 警備誘導班 広報班 通報班 立地班</p> <p>本社対策本部</p> <p>本部長</p> <p>計画・情報統括 支援統括 对外対応統括 復旧統括 総務統括</p> <p>情報班 計画班 保安班 電力支援受入班 後方支援拠点班 立地班 官庁連絡班 広報班 資材班 厚生班 総務班 通信班</p> <p>第一線機関（各支社、他）</p> <p>他原子力発電所</p> <p>発電所対策本部</p> <p>本部長</p> <p>計画・情報統括 現場対策統括 総務統括 安全監督担当 对外対応統括</p> <p>情報班 技術班 復旧班 運転班 保安班 資材班 厚生班 医療班 総務班 警備誘導班 広報班 通報班 立地班</p> <p>社内の情報連絡・指示 情報連絡経路 ファクシミリによる通報と報告</p> <p>※1 原子力事業所災害対策拠点が設置されている場合に限る。 ※2 事業所外運搬に係る事象発生の場合、「事象発生場所」に読み替える。</p> <p>社内の情報連絡・指示 情報連絡経路 ファクシミリによる通報と報告</p> <p>※1 原子力事業所災害対策拠点が設置されている場合に限る。 ※2 事業所外運搬に係る事象発生の場合、「事象発生場所」に読み替える。</p>	<p>別図 2-7 緊急時態勢発令後の社内の伝達経路（第2次緊急時態勢発令時）（2／2）</p> <p>本社対策本部</p> <p>原子力事業所災害対策支援拠点 ※1 派遣要員</p> <p>オフサイトセンター ※2 本社派遣要員 他発電所派遣要員 派遣要員</p> <p>第一線機関（各支社、他）</p> <p>他原子力発電所</p> <p>発電所対策本部</p> <p>本部長</p> <p>計画・情報統括 支援統括 对外対応統括 復旧統括 総務統括</p> <p>情報班 計画班 保安班 電力支援受入班 後方支援拠点班 立地班 官庁連絡班 広報班 資材班 厚生班 総務班 通信班</p> <p>社内の情報連絡・指示 情報連絡経路 ファクシミリによる通報と報告</p> <p>※1 原子力事業所災害対策拠点が設置されている場合に限る。 ※2 事業所外運搬に係る事象発生の場合、「事象発生場所」に読み替える。</p> <p>社内の情報連絡・指示 情報連絡経路 ファクシミリによる通報と報告</p> <p>※1 原子力事業所災害対策拠点が設置されている場合に限る。 ※2 事業所外運搬に係る事象発生の場合、「事象発生場所」に読み替える。</p>	社内組織改編に伴う変更

頁	変更前	変更後	理由																																																						
II - 1 3	<p>別図 2-10 発電所敷地周辺の放射線測定設備等</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉建屋 ② タービン建屋 ③ 廃棄物集中処理建屋 ④ 使用済燃料共用プール建屋 ⑤ 固体廃棄物貯蔵庫 <p>周辺監視区域</p> <p>敷地境界</p> <p>● : モニタリングポスト (MP) : 8式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検出器種類</th> <th>計測範囲</th> <th>点検内容</th> <th>点検頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Na Iシンチレーション検出器</td> <td>1.0~1.0⁴nGy/h</td> <td>点検校正</td> <td>1回/年</td> </tr> <tr> <td>電離箱</td> <td>1.0~1.0⁸nGy/h</td> <td>点検校正</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>▲ : 気象観測装置 (風向・風速) : 1式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>測定高さ</th> <th>点検内容</th> <th>点検頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドップラーソーダ</td> <td>地上高約1.0m 及び約9.5m</td> <td>点検・調整</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>△ : 気象観測装置 (風向・風速) : 1式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>測定高さ</th> <th>点検内容</th> <th>点検頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>超音波式風向風速計</td> <td>地上高約1.0m</td> <td>点検・調整</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>別図 2-10 発電所敷地周辺の放射線測定設備等</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉建屋 ② タービン建屋 ③ 廃棄物集中処理建屋 ④ 使用済燃料共用プール建屋 ⑤ 固体廃棄物貯蔵庫 <p>周辺監視区域</p> <p>敷地境界</p> <p>● : モニタリングポスト (MP) : 8式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検出器種類</th> <th>計測範囲</th> <th>点検内容</th> <th>点検頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Na Iシンチレーション検出器</td> <td>1.0~1.0⁴nGy/h</td> <td>点検校正</td> <td>1回/年</td> </tr> <tr> <td>電離箱</td> <td>1.0~1.0⁸nGy/h</td> <td>点検校正</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>▲ : 気象観測装置 (風向・風速) : 1式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>測定高さ</th> <th>点検内容</th> <th>点検頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドップラーソーダ</td> <td>地上高約1.0m 及び約9.5m</td> <td>点検・調整</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>△ : 気象観測装置 (風向・風速) : 1式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>測定高さ</th> <th>点検内容</th> <th>点検頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>超音波式風向風速計</td> <td>地上高約1.0m</td> <td>点検・調整</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>タンク設置 に伴う周辺 監視区域拡 張</p>	検出器種類	計測範囲	点検内容	点検頻度	Na Iシンチレーション検出器	1.0~1.0 ⁴ nGy/h	点検校正	1回/年	電離箱	1.0~1.0 ⁸ nGy/h	点検校正	1回/年	種類	測定高さ	点検内容	点検頻度	ドップラーソーダ	地上高約1.0m 及び約9.5m	点検・調整	1回/年	種類	測定高さ	点検内容	点検頻度	超音波式風向風速計	地上高約1.0m	点検・調整	1回/年	検出器種類	計測範囲	点検内容	点検頻度	Na Iシンチレーション検出器	1.0~1.0 ⁴ nGy/h	点検校正	1回/年	電離箱	1.0~1.0 ⁸ nGy/h	点検校正	1回/年	種類	測定高さ	点検内容	点検頻度	ドップラーソーダ	地上高約1.0m 及び約9.5m	点検・調整	1回/年	種類	測定高さ	点検内容	点検頻度	超音波式風向風速計	地上高約1.0m	点検・調整	1回/年
検出器種類	計測範囲	点検内容	点検頻度																																																						
Na Iシンチレーション検出器	1.0~1.0 ⁴ nGy/h	点検校正	1回/年																																																						
電離箱	1.0~1.0 ⁸ nGy/h	点検校正	1回/年																																																						
種類	測定高さ	点検内容	点検頻度																																																						
ドップラーソーダ	地上高約1.0m 及び約9.5m	点検・調整	1回/年																																																						
種類	測定高さ	点検内容	点検頻度																																																						
超音波式風向風速計	地上高約1.0m	点検・調整	1回/年																																																						
検出器種類	計測範囲	点検内容	点検頻度																																																						
Na Iシンチレーション検出器	1.0~1.0 ⁴ nGy/h	点検校正	1回/年																																																						
電離箱	1.0~1.0 ⁸ nGy/h	点検校正	1回/年																																																						
種類	測定高さ	点検内容	点検頻度																																																						
ドップラーソーダ	地上高約1.0m 及び約9.5m	点検・調整	1回/年																																																						
種類	測定高さ	点検内容	点検頻度																																																						
超音波式風向風速計	地上高約1.0m	点検・調整	1回/年																																																						

頁	変更前	変更後	理由
II-14	<p>別図2-11 発電所敷地内の緊急時対策所及び救急医療施設</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉建屋 ② タービン建屋 ③ 廃棄物集中処理建屋 ④ 使用済燃料共用プール建屋 ⑤ 固体廃棄物貯蔵庫 <p>周辺監視区域</p> <p>敷地境界</p> <p>緊急時対策所</p> <p>免震重要棟 医务室 ※</p> <p>入退城管理棟 救急医療室</p> <p>※ 自然災害等の発生により救急医療施設が使用できない場合に使用</p>	<p>別図2-11 発電所敷地内の緊急時対策所及び救急医療施設</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉建屋 ② タービン建屋 ③ 廃棄物集中処理建屋 ④ 使用済燃料共用プール建屋 ⑤ 固体廃棄物貯蔵庫 <p>周辺監視区域</p> <p>敷地境界</p> <p>緊急時対策所</p> <p>免震重要棟 医务室 ※</p> <p>入退城管理棟 救急医療室</p> <p>※ 自然災害等の発生により救急医療施設が使用できない場合に使用</p>	<p>タンク設置 に伴う周辺 監視区域拡 張</p>

頁	変更前	変更後	理由
II-15	<p>別図2-12 発電所敷地内の退避場所及び避難集合場所</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉建屋 ② タービン建屋 ③ 廃棄物集中処理建屋 ④ 使用済燃料共用プール建屋 ⑤ 固体廃棄物貯蔵庫 <p>周辺監視区域</p> <p>敷地境界</p> <p>△ : 退避場所 (発電所敷地内の者が屋内で放射線による危険を避ける場所)</p> <p>□ : 避難集合場所 (発電所外へ避難するために車両乗車等円滑に行う場所)</p> <p>II-15</p>	<p>別図2-12 発電所敷地内の退避場所及び避難集合場所</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉建屋 ② タービン建屋 ③ 廃棄物集中処理建屋 ④ 使用済燃料共用プール建屋 ⑤ 固体廃棄物貯蔵庫 <p>周辺監視区域</p> <p>敷地境界</p> <p>△ : 退避場所 (発電所敷地内の者が屋内で放射線による危険を避ける場所)</p> <p>□ : 避難集合場所 (発電所外へ避難するために車両乗車等円滑に行う場所)</p>	<p>タンク設置に伴う周辺監視区域拡張</p>